

第 15 回教育委員会

平成 30 年 7 月 10 日
午後 3 時 30 分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第63号 大阪市社会教育委員の委嘱について

議案第63号

大阪市社会教育委員の委嘱について

1 委 嘱

平成30年7月26日付をもって大阪市社会教育委員を委嘱する

氏 名	役 職 名	大阪市社会 教育委員条例 第2条による 区分	任期	備考
高田 一宏	大阪大学大学院人間科学研究科 教授	学識経験の ある者	平成30年7月26日 ～ 平成32年7月25日 【第1期目】	新規委嘱
辻本 邦廣	大阪市体育厚生協会副会長	社会教育の 関係者		
出相 泰裕	大阪教育大学教育学部教育協働学科教育心理科学講座 教授	学識経験の ある者		
野崎 志帆	甲南女子大学文学部 教授	学識経験の ある者		
前田 葉子	大阪市地域女性団体協議会副会長	社会教育の 関係者		
善積 康子	三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 社政策研究事業本部 主席研究員	学識経験の ある者	平成30年7月26日 ～ 平成32年7月25日 【第2期目】	再委嘱
松山 信繁	大阪市PTA協議会会長	社会教育の 関係者		

2 説 明

平成30年7月25日付けの任期満了に伴い、木原俊行氏の後任として高田一宏氏、社納隆弘氏の後任として辻本邦廣氏、久隆浩氏の後任として出相泰裕氏、立田慶裕氏の後任として野崎志帆氏、平井美代子氏の後任として前田葉子氏、弘本由香里氏の後任として善積康子氏を委嘱する。松山信繁氏については、再委嘱する。

任期については、大阪市社会教育委員条例第4条により平成30年7月26日から平成32年7月25日までの2年間とする。

大阪市社会教育委員会議 委員名簿

太字は委嘱、下線は任期満了

氏名	代表区分	役職名	備考
高田 一宏	学識経験のある者	大阪大学大学院人間科学研究科 教授	委嘱
辻本 邦廣	社会教育の関係者	大阪市体育厚生協会副会長	委嘱
出相 泰裕	学識経験のある者	大阪教育大学教育学部教育協働学科教育心理科学講座 教授	委嘱
野崎 志帆	学識経験のある者	甲南女子大学文学部 教授	委嘱
前田 葉子	社会教育の関係者	大阪市地域女性団体協議会副会長	委嘱
善積 康子	学識経験のある者	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部 主席研究員	委嘱
松山 信繁	社会教育の関係者	大阪市PTA協議会会長	再委嘱
木原 俊行	学識経験のある者	大阪教育大学教育学部教授	任期満了
社納 隆博	社会教育の関係者	大阪市体育厚生協会副会長	任期満了
久 隆浩	学識経験のある者	近畿大学総合社会学部教授	任期満了
立田 慶裕	学識経験のある者	神戸学院大学人文学部教授	任期満了
平井 美代子	社会教育の関係者	大阪市地域女性団体協議会副会長	任期満了
弘本 由香里	学識経験のある者	大阪ガス株式会社エネルギー・文化研究所特任研究員	任期満了

委員の略歴

○高田 一宏(たかだ かずひろ)氏

<現職>大阪大学大学院人間科学研究科 教授 (平成 29 年～現在)

<主な略歴>

平成 7 年～ 大阪大学人間科学部助手

平成 8 年～ 姫路工業大学環境人間学部講師

平成 15 年～ 姫路工業大学環境人間学部助教授

平成 16 年～ 兵庫県立大学環境人間学部助教授

平成 19 年～ 兵庫県立大学環境人間学部准教授

平成 22 年～ 大阪大学大学院人間科学研究科准教授

<研究分野・専門分野>

教育社会学、同和教育論、コミュニティ教育論

<審議会等の委員>

大阪市学校適正配置審議会委員 (平成 28.7.27～平成 30.7.26)

○辻本 邦廣(つじもと くにひろ)氏

<現職>大阪市体育厚生協会 副会長 (平成 30 年～現在)

<その他公職等>

大阪市コミュニティ協会 評議員

<主な略歴>

昭和 42 年～ 大阪市青少年指導員

平成 22 年～ 浪速区体育厚生協会会長

平成 29 年～ 大阪市民表彰

○出相 泰裕(であい やすひろ)氏

<現職>

大阪教育大学教育学部教育協働学科教育心理科学講座 教授 (平成 30 年～現在)

<主な略歴>

平成 8 年～平成 10 年 早稲田大学第一文学部教育学専修助手

平成 12 年～ 大阪教育大学教養学科講師

平成 17 年～ 放送大学客員助教授

平成 20 年～ 大阪教育大学教職教育研究開発センター准教授

平成 25 年～ 放送大学客員准教授

<研究分野・専門分野>

教育学、社会人学生論社会人学生、リカレント教育、大学開放論、大学の地域貢献

○野崎 志帆 (のざき しほ)氏

<現職>甲南女子大学文学部 教授 (平成 28 年～現在)

<主な略歴>

平成 14 年～ 甲南女子大学文学部多文化共生学科 専任講師

平成 18 年～ 甲南女子大学文学部多文化共生学科 助教授

平成 20 年～ 甲南女子大学文学部多文化コミュニケーション学科 准教授

<研究分野・専門分野>

人権教育、国際理解教育、多文化教育

<審議会等の委員>

豊中市人権文化のまちづくりをすすめる協議会委員

○前田 葉子(まえだ ようこ)氏

<現職>大阪市地域女性団体協議会 副会長 (平成 26 年～現在)

<主な略歴>

昭和 61 年～ 三和住宅 (株) 代表取締役 (～現在)

平成 24 年～ 大阪市中央区地域女性団体協議会 会長

平成 26 年～ 大阪市中央区地域振興会 副会長

<審議会等の委員>

大阪市男女共同参画審議会、すこやか推進委員会

○善積 康子(よしづみ やすこ)氏

<現職>三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

政策研究事業本部 主席研究員

<主な略歴>

平成 20 年～ 立命館大学産業社会学部「まちづくりと産業」非常勤講師

<研究分野・専門分野>

福祉政策 (高齢者、障害者、児童等全般)、保健政策、学校教育、住宅政策、地域振興、活性化、市民協働まちづくり支援

<審議会等の委員>

平成 27 年～ 大阪市東住吉区区政会議委員

○松山 信繁(まつやま のぶしげ)氏

<現職>大阪市 P T A 協議会会長 (平成 29 年～現在)

<その他公職等>

東淀川区 P T A 協議会会長

大阪市立瑞光中学校 P T A 会長

東淀川区小松地域活動協議会会長

東淀川区小松連合振興町会会長

東淀川区小松中一振興町会会長

大阪高等学校運営諮問委員

大阪成蹊学園経営諮問委員

大阪市社会教育委員条例

第1条 社会教育法第15条の規定に基づき、大阪市に社会教育委員(以下委員という。)を置く。

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者の中から教育委員会が委嘱する。

第3条 委員の定数は20人以内とする。

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、特別の事情があるときは、任期中でも解嘱することがある。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任することができる。

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

この条例施行後最初に委嘱する委員のうち、半数の委員の任期は1年としその委員はくじで定める。

附 則(平成26年3月4日条例第27号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

社会教育法（抄）

（昭和二十四年六月十日法律第二百七号）

第四章 社会教育委員（第十五条—第十九条）

第四章 社会教育委員

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（削除）

第十六条 削除

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べる
こと。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べる
ことができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に
関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言
と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事
項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準
については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第十九条 削除